



平成 19 年 1 月 29 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名 日本ビルファンド投資法人 代表者名 執行役員 阿部 定文 (コード番号 8951) 投資信託委託業者名 日本ビルファンドマネジメント株式会社 代表者名 代表取締役社長 西山 晃一 問合せ先 投資本部ゼネラルマネジャー 富樫 烈 (TEL. 03-3281-8810)

## 規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 1 月 29 日付の役員会におきまして、規約変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該事項は、平成 19 年 3 月 8 日に開催される本投資法人の投資主総会において承認が得られることを条件とします。

記

- 1.規約変更の主な内容及び理由について
  - (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、現行規約と関係法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
  - (2) 本投資法人の本店を中央区から千代田区へ移転するため、第3条の規定を変更し、 附則第1条を新設するものであります。
  - (3) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行に伴い、 今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、 本投資法人の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、同法において要求されている要件に従い、第 16 条の規定を変更し、附則第 2 条を新設するものであります。
  - (4) 投資主総会に出席できない投資主様による、書面又は電磁的方法による議決権の行使について、第23条及び第24条を新設するものであります。
  - (5) 本投資法人の資産運用の基本方針に則り、必要又は有用と認められる場合において 法令に規定された資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種 類について変更を行うものであります。
  - (6) 本投資法人が、運用資産に属するすべての不動産に付随する民法に規定する動産を 賃貸可能とすることを明確にするため、資産運用の対象及び方針 . 組入資産の貸付けの目的及び範囲 (1)の規定を変更するものであります。
  - (7) 規定を整理するため、第 19 条及び第 21 条を変更するものであります。
  - (8) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

(規約変更の詳細については、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)





## 2.役員選任について

執行役員全員(2名)及び監督役員全員(4名)は、平成19年3月16日をもって任期満了となりますので、平成19年3月8日に開催される本投資法人の投資主総会におきまして、執行役員2名及び監督役員4名の選任について、議案を提出いたします。

(役員選任の詳細については、別紙「第5回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 3. 日程

平成 19 年 1 月 29 日 投資主総会提出議案承認役員会

平成19年2月19日 投資主総会招集通知の発送(予定)

平成19年3月8日投資主総会(予定)

以上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

【別紙添付】 第5回投資主総会招集ご通知

投資主各位

東京都中央区八重洲二丁目7番2号 日本ビルファンド投資法人 執行役員 阿部定文

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成 19 年 3 月 7 日までに到達するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)第93条第1項の規定に従い、規約において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成したものとみなす」旨を定めております。

従いまして、ご出席いただけず、かつ議決権行使書による議決権の行使をいただけない投資主 様につきましては、本投資主総会の議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、 出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬具

記

1.日 時 平成19年3月8日(木曜日) 午前10時2.場 所 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング1階「プラザホール」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3.会議の目的事項

決議事項

第1号議案 規約変更の件

議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」(2頁から10頁)に記載のとおりであります。

第2号議案 執行役員2名及び監督役員4名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

当日は本総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である日本ビルファンドマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

# 投資主総会参考書類

#### 議案及び参考事項

## 第1号議案 規約変更の件

- 1. 議案の要領及び変更の理由
  - (1)「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行され、投資信託及び 投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が改正されたことに伴い、現行規約と 関係法令との字句等の統一を図るため、全般に亘って所要の変更を行うものであります。
  - (2) 本投資法人の本店を中央区から千代田区へ移転するため、第3条の規定を変更し、附則第1条を新設するものであります。
  - (3)「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)の施行に伴い、今後、 投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、本投資法人 の機動的かつ効率的な資金調達を可能とするため、同法において要求されている要件に 従い、第 16 条の規定を変更し、附則第 2 条を新設するものであります。
  - (4) 投資主総会に出席できない投資主様による、書面又は電磁的方法による議決権の行使について、第23条及び第24条を新設するものであります。
  - (5) 本投資法人の資産運用の基本方針に則り、必要又は有用と認められる場合において法令に規定された資産への投資を可能とするため、資産運用の対象となる資産の種類について変更を行うものであります。
  - (6) 本投資法人が、運用資産に属するすべての不動産に付随する民法に規定する動産を賃貸可能とすることを明確にするため、資産運用の対象及び方針 . 組入資産の貸付けの目的及び範囲 (1)の規定を変更するものであります。
  - (7) 規定を整理するため、第 19 条及び第 21 条を変更するものであります。
  - (8) その他、条文の新設、削除に伴い条数の変更を行うとともに、条文の整備を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

#### 現行規約 変 更 案 第1条(商号) 第1条(商号) <u>本</u>投資法人は、日本ビルファンド投資法人と称 本規約で設立する投資法人は、日本ビルファンド 投資法人(以下「本投資法人」という。)と称し、 し、英文では、Nippon Building Fund Inc.と表 英文では、Nippon Building Fund Inc.と表示す 示する。 第2条(目的) 第2条(目的) 本投資法人は、資産を主として特定資産に対する 本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する 法律」(昭和26年法律第198号。その後の改正を含 投資として運用することを目的とする。 む。以下「投信法」という。) に基づき、投資法 人の資産を主として特定資産(投信法第2条第1 項に掲げる資産をいう。以下同じ。) に対する投 資として運用することを目的とする。 第3条(本店の所在する場所) 第3条(本店の所在地) 本投資法人は、本店を東京都中央区に置く。 本投資法人は、本店を東京都千代田区に置く。 第4条(公告の方法) 第4条(公告方法) 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方 法により行う。

第5条(投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主(実質投資主を含む。以下 同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わない ものとする。

### 第6条(発行する投資口の総数等)

- 1. 本投資法人の<u>発行する投資口の総数</u>は、200 万口とする。
- 2.投資法人の課税の特例として租税特別措置法 第67条の15第1項第1号八に規定される要 件を充足するため、本投資法人が発行する投 資口の発行価額の総額のうち<u>に</u>国内におい て募集される投資口の発行価額の占める割 合は、100分の50を超えるものとする。
- 3.本投資法人の執行役員は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上で投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な価額として役員会で決定した価額とする。

#### 第7条(投資証券の種類)

本投資法人の発行する投資証券は無額面とし、1 口券、10口券、100口券及び役員会の定める投資 口数の投資証券を発行する。

### 第8条(名義書換事務受託者)

- 1 . 本投資法人は、投資口につき<u>名義書換事務受</u> 託者を置く。
- 2. 名義書換事務受託者及びその事務取扱場所は、役員会の決議によって選定し公告する。
- 3 . 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)は、<u>名義書換事務受託者</u>の事務取扱場所に備え置き、投資口の名義書換、質権の登録又はその抹消、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理その他投資口に関する事務は<u>名義書換事務受託者</u>に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。

## 第9条(投資口の取扱規則)

本投資法人の投資証券の種類、投資口の名義書 換、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行 その他の手続き並びにその手数料については、法 令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱 規則による。

第<u>10</u>条(<u>投資法人が常時保持する</u>最低<u>限度の</u>純資産額)

本投資法人<u>が常時保持する最低限度の</u>純資産額 は、5,000万円とする。

第11条(資産運用の対象及び方針)

(省略)

第12条(収入金の再投資)

(省略)

第<u>13</u>条(資産評価の方法、基準及び基準日)

1.本投資法人の資産評価の方法及び基準は、末

#### 変 更 案

第5条(投資主の請求による投資口の払戻し) 本投資法人は、投資主(<u>証券保管振替制度における</u>実質投資主(以下「実質投資主」という。)を含む。以下同じ。)の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。

## 第6条(発行可能投資口総口数)

- 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。
- 2.投資法人の課税の特例として租税特別措置法 第67条の15第1項第1号八に規定される要件を充足するため、本投資法人が発行する投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとする。
- 3.本投資法人の執行役員は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上で<u>その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口(当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。)1口当たりの発行価額は、執行役員が決定し、本投資法人に属する資産(以下「運用資産」という。)の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。</u>

(削除)

### 第7条(投資主名簿等管理人)

- 1 . 本投資法人は、投資口につき<u>投資主名簿等管</u> 理人を置く。
- 2.<u>投資主名簿等管理人</u>及びその事務取扱場所 は、役員会の決議によって選定し公告する。
- 3. 本投資法人の投資主名簿(実質投資主名簿を含む。以下同じ。)は、投資主名簿等管理人の事務取扱場所に備え置き、投資主名簿への記載又は記録、投資証券の不所持、投資証券の交付、届出の受理その他投資口に関する事務は投資主名簿等管理人に取扱わせ、本投資法人においてはこれを取扱わない。

#### 第8条(投資口の取扱規則)

本投資法人の投資証券の種類、<u>投資主名簿への</u> <u>記載又は記録</u>、投資証券の再発行その他の手続 き並びにその手数料については、法令又は本規 約のほか、役員会の定める投資口取扱規則によ る。

## 第9条(最低純資産額)

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。

第10条(資産運用の対象及び方針)

(現行どおり)

第11条(収入金の再投資)

(現行どおり)

第12条(資産評価の方法、基準及び基準日)

1.本投資法人の資産評価の方法及び基準は、末

尾に定める資産評価の方法及び基準のとおりとし、基準日は、第<u>14</u>条に定める決算日とする。

2. (省略)

第14条(決算期)

(省略)

第15条(金銭の分配の方針)

1.分配方針

(省略)

- (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」という。)は、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して決算日毎に計算される利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額を控除した額をいう。)の金額をいう。
- (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15 (以下「投資法人の課税の特例」という) に規定される本投資法人の配当可能所得 の金額(以下「配当可能所得金額」とい う。)の100分の90に相当する金額を超え て分配するものとして、本投資法人が決 定する金額とする(但し、分配可能金額 を上限とする。)。なお、本投資法人は運 用資産の維持又は価値向上に必要と認め られる長期修繕積立金、支払準備金、分 配準備積立金等を積み立てることができ る。
- (3) 分配金に充当せず留保した利益又は決算 日までの分配可能利益については、第11 条に定める資産運用の対象及び方針に基 づき運用を行うものとする。
- 2.利益を超えた金銭の分配

(省略)

3 . 分配金の分配方法

第1項及び第2項に規定する分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算日から3ヶ月以内に決算日現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配する。

4. 分配金の時効等

(省略)

第16条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)

1.本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに 効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払、 本投資法人の運営に要する資金、若しくは債 務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投 資法人債の債務の返済を含む。)等の資金の 手当てを目的として、資金を借入れ(コール 市場を通じる場合を含む。)又は投資法人債 を発行することができる。なお、資金を借入

#### 変 更 案

尾に定める資産評価の方法及び基準のとおりとし、基準日は、第<u>13</u>条に定める決算日とする。

2. (現行どおり)

第13条(決算期)

(現行どおり)

第14条(金銭の分配の方針)

1.分配方針

(現行どおり)

- (1) 本投資法人の運用資産の運用等によって 生じる分配可能金額(以下「分配可能金 額」という。)は、投信法又は一般に公正 妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して決算日毎に計算される利益(貸借対 照表上の純資産額から出資総額、出資剰 余金及び評価・換算差額等の合計額を控 除した額をいう。)の金額をいう。
- (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15 (以下「投資法人の課税の特例」という。) に規定される本投資法人の配当可能所得 の金額(以下「配当可能所得金額」とい う。)の100分の90に相当する金額を超え て分配するものとして、本投資法人が決 定する金額とする(但し、分配可能金額 を上限とする。)。なお、本投資法人は運 用資産の維持又は価値向上に必要と認め られる長期修繕積立金、支払準備金、分 配準備積立金並びにこれらに類する積立 金及び引当金等を積み立てることができ る。
- (3) 分配金に充当せず留保した利益又は決算日までの分配可能利益については、第 10条に定める資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとする。
- 2.利益を超えた金銭の分配

(現行どおり)

3 . 分配金の分配方法

第1項及び第2項に規定する分配金は金銭により分配するものとし、原則として決算日から3ヶ月以内に決算日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資口の所有口数に応じて分配する。

4.分配金の時効等

(現行どおり)

第15条(借入金及び投資法人債発行の限度額等)

1.本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに 効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕等又は分配金の支払、 本投資法人の運営に要する資金、若しくは債 務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投 資法人債の債務の返済を含む。)等の資金の 手当てを目的として、資金を借入れ(コール 市場を通じる場合を含む。)又は投資法人債 (短期投資法人債を含む。以下同じ。)を発

れる場合は、証券取引法<u>第2条第3項第1号</u>に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。

2. (省略)

3. (省略)

第17条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の計算方法及び支払の時期)

(省略)

第<u>18</u>条(損益の帰属)

(省略)

第5章 投資主総会及び役員会等

第19条(投資主総会に係る事項)

- 1.本投資法人の投資主総会は、東京都区内にお いて、2年に1回以上開催する。
- 2. (省略)
- 3.投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合 は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合 合は役員会においてあらかじめ定めた順序 に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべ ての執行役員に欠員又は事故がある場合は、 役員会においてあらかじめ定めた順序に従 い、監督役員の1名がこれにあたる。
- 4.投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段 の定めがある場合のほか、出席した投資主の 議決権の過半数でこれを行う。
- 5.投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。) について賛成したものとみなす。
- 6.投資主総会において権利を行使すべき投資主 は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に 従いあらかじめ公告し定める基準日現在の 最終の投資主名簿に記載された投資主とす る。
- 7.投資主が代理人をもって議決権を行使しよう とするときは、その代理人は本投資法人の議 決権を行使することができる投資主に限る。
- 8.投資主総会に関する議事については、議事の 経過の要領及びその結果を記載した議事録 を作成し、出席した議長、執行役員及び監督 役員が、これに記名押印する。

(新設)

(新設)

(新設)

#### 変 更 案

行することができる。なお、資金を借入れる場合は、証券取引法に規定する適格機関投資家からの借入れに限るものとする。

2. (現行どおり)

3. (現行どおり)

第16条(投資信託委託業者に対する資産運用報酬の計算方法及び支払の時期)

(現行どおり)

第17条(損益の帰属)

(現行どおり)

第5章 投資主総会

#### 第18条(招集)

- 1. 本投資法人の投資主総会は、東京都区内において、原則として2年に1回以上開催する。
- (現行どおり)
  (第19条へ)

(第20条へ)

(第21条へ)

(第25条へ)

(第22条へ)

(第26条へ)

## 第19条(議長)

投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会においてあらかじめ定めた順序に従い執行役員の1名がこれにあたる。すべての執行役員に欠員又は事故がある場合は、役員会においてあらかじめ定めた順序に従い、監督役員の1名がこれにあたる。

第20条(決議)

投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の 過半数でこれを行う。

第21条(みなし賛成)

	T
現 行 規 約	変 更 案
	1.投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決
	権を行使しないときは、当該投資主は、その
	投資主総会に提出された議案( 複数の議案が
	提出された場合において、これらのうちに相
	反する趣旨の議案があるときは、当該議案の
	いずれをも除く。)について賛成するものと
	<u>みなす。</u>
	2 .前項の規定による定めに基づき議案に賛成す
	<u>るものとみなした投資主の有する議決権の</u>
	数は、出席した投資主の議決権の数に算入す
	<u> </u>
(新設)	第22条(議決権の代理行使)
	1 .投資主が代理人をもって議決権を行使しよう
	とするときは、その代理人は本投資法人の議
	<u>決権を行使することができる投資主に限る。</u>
	2.前項の場合には、投資主又は代理人は投資主
	<u>総会毎にその代理権を証する書面を本投資</u>
	<u>法人に提出しなければならない。</u>
(新設)	第23条(書面による議決権の行使)
	1 .投資主総会に出席しない投資主は、書面によ
	って議決権を行使することができる。
	2 .書面によって行使した議決権の数は、出席し
	<u>た投資主の議決権の数に算入する。</u>
(新設)	第24条(電磁的方法による議決権の行使)
	本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総
	会に出席しない投資主が電磁的方法により議決
	権を行使することができる旨を定めることがで
	きる。電磁的方法による議決権の行使は、法令で
	定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、
	法令で定める時までに議決権行使書面に記載す
	べき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供
	して行う。
(新設)	第25条(基準日)
	投資主総会において権利を行使すべき投資主は、
	本投資法人が役員会の決議を経て法令に従いあ
	<u>らかじめ公告し定める基準日現在の最終の投資</u>
	主名簿に記載された投資主とする。
(新設)	第26条(投資主総会議事録)
	投資主総会に関する議事については、議事の経過
	の要領及びその結果並びにその他法令に定める
	事項を記載した議事録を作成する。
(新設)	第6章 役員及び役員会
第20条(執行役員及び監督役員に関する事項)	第27条(役員に関する事項)
1. (省略)	1. (現行どおり)
2 . 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議	2.役員(執行役員及び監督役員をいう。以下同
をもって選任する。	じ。) は、投資主総会の決議によって選任す
	<u>る。</u>
3 . 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年	3 . <u>役員</u> の任期は、就任後2年とする。但し、補
とする。但し、補欠又は増員のために選任さ	欠又は増員のために選任された役員の任期
れた執行役員又は監督役員の任期は、前任者	は、前任者又は在任者の残存期間と同一とす
又は在任者の残存期間と同一とする。	る。
第21条(役員会に関する事項)	つ。   第28条(招集及び議長)
第 <u>21</u> 宗( <u>収員会に関する事項</u> ) 1 .執行役員及び監督役員は、役員会を構成する。	第 <u>20</u> 宗( <u>日末及り職及</u> )   1. <u>役員</u> は、役員会を構成する。
2. (省略)	1. <u>役員</u> は、役員会を構成する。   2. (現行どおり)
3.役員会の招集通知は、会日の3日前までに執	3.役員会の招集通知は、役員会の日の3日前ま
3.役員公の指案週本は、 <u>云口</u> の3日前までに <u>執</u> 行役員及び監督役員の全員に対して発する	3.役員云の指朱通和は、 <u>役員云の口</u> の3口削までに役員の全員に対して発するものとする。
ものとする。但し、 <u>執行役員及び監督役員</u> の	但し、 <u>役員</u> の全員の同意を得て、招集期間を

全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は 省略することができる。

- 4.役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席構成員の過半数の議決によって行う。
- 5.役員会に関する議事については、議事の経過 の要領及びその結果を記載した議事録を作 成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに記名押印する。

(新設)

(新設)

第22条( 執行役員及び監督役員の投資法人に対する 責任)

本投資法人は、投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。

- (1) 役員会の決議の日の属する営業期間(第14条に定める決算期間をいう。以下同じ。) 又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(第(2)号に定めるものを除く)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の四年分に相当する額
- (2) 当該執行役員又は監督役員が本投資法人 から受けた退職慰労金の額及びその性質 を有する財産上の利益の額の合計額と当 該合計額をその職に就いていた年数で除 した額に四を乗じた額とのいずれか低い 額

第<u>23</u>条(<u>執行役員、監督役員及び会計監査人</u>の報酬 の支払基準及び支払の時期)

本投資法人の<u>執行役員、監督役員及び会計監査人</u> の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおり とする。

(1) 執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員 及び監督役員の各々について1人当たり月 額700,000円の以内で、当該職務と類似の 職務を行う取締役・監査役等の報酬水準、 一般物価動向、賃金動向等に照らして合理 変 更 案

短縮し、又は省略することができる。

(第29条へ)

(第30条へ)

第29条 (決議)

役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めが ない限り、その構成員の過半数が出席の上、出席 構成員の過半数の議決によって行う。

第30条(役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経過の要 領及びその結果並びにその他法令に定める事項 を記載した議事録を作成し、出席した役員がこれ に記名押印する。

第31条(役員の投資法人に対する責任)

本投資法人は、<u>役員の投信法第115条の6第1項</u>の責任について、当該<u>役員</u>が職務を行う<u>こと</u>につき善意でかつ重大な過失がない場合において<u>は</u>、責任の原因となった事実の内容、当該<u>役員</u>の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>役員会の決議によって、法令に定める限度において</u>免除することができる。

(削除)

(削除)

第32条(役員の報酬の支払基準及び支払の時期) 本投資法人の役員の報酬は、役員の各々について 1人当たり月額700,000円以内で、当該職務と類似 の職務を行う取締役・監査役等の報酬水準、一般 物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断さ れる金額として役員会で決定する金額とし、当月 分を当月末までに支払う。

(削除)

的と判断される金額として役員会で決定 する金額とし、当月分を当月末までに支払 う。

(2) 会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期間毎に金20,000,000円以内で役員会で決定する金額とし、毎年3月、6月、9月及び12月の各末日までにそれまでの3ヶ月分を支払う。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第6章 その他

第24条(諸費用の負担)

1. (省略)

2. (省略)

(1)、(2) (省略)

- (3) 目論見書<u>及び要約(仮)目論見書</u>の作成、 印刷及び交付に係る費用
- (4) 法令に定める財務諸表、<u>運用報告書</u>等の作成、印刷及び交付に係る費用(監督官庁等 に提出する場合の提出費用を含む。)
- (5) (省略)
- (6) 専門家等に対する報酬又は費用(法律顧 問、鑑定評価、資産精査、及び司法書士等 を含む。)
- (7) <u>執行役員、監督役員</u>に係る実費、保険料、 立替金等並びに投資主総会及び役員会等 の開催に伴う諸費用
- (8)~(11) (省略)

第25条(消費税及び地方消費税)

(省略)

(新設)

(新設)

(新設)

#### 資産運用の対象及び方針

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)規約第11条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針(以下「本運用方針」という。)は、次のとおりとする。

変 更 案

(第35条へ)

第7章 会計監査人

第33条(会計監査人の選任)

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任する。

第34条(会計監査人の任期)

- 1.会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最 初に迎える決算日後に開催される最初の投 資主総会の終結の時までとする。
- 2.会計監査人は、前項の投資主総会において別 段の決議がなされなかったときは、その投資 主総会において再任されたものとみなす。

第35条(会計監査人の報酬の支払基準及び支払の時期)

会計監査人の報酬は、監査の対象となる決算期毎 に金20,000,000円以内で役員会で決定する金額 とし、毎年3月、6月、9月及び12月の各末日ま でにそれまでの3か月分を支払う。

第8章 その他

第36条(諸費用の負担)

1. (現行どおり)

2. (現行どおり)

(1)、(2) (現行どおり)

- (3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- (4) 法令に定める財務諸表、<u>資産運用報告</u>等の 作成、印刷及び交付に係る費用(監督官庁 等に提出する場合の提出費用を含む。)
- (5) (現行どおり)
- (6) 専門家等に対する報酬又は費用(法律顧問、鑑定評価、資産精査及び司法書士等を含む。)
- (7) <u>役員</u>に係る実費、保険料、立替金等並びに 投資主総会及び役員会等の開催に伴う諸 費用
- (8)~(11) (現行どおり)

第37条(消費税及び地方消費税)

(現行どおり)

<u>附則</u>

<u>第1条</u> 第3条の変更については、平成20年1月4 日に効力を生ずるものとする。

第2条 本規約中、短期投資法人債に係る規定については、証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)第5条の施行日より有効となることとする。

資産運用の対象及び方針

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)規約第10条に基づき別に定める資産運用の対象及び方針(以下「本運用方針」という。)は、次のとおりとする。

. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等

#### (1) 投資対象

a . 主たる投資対象とする特定資産

(省略)

(省略)

金銭の信託の受益権(信託財産を主として 号に対する投資として運用するものに限 る。)

b . その他の特定資産

本投資法人は、<u>余剰資金の効率的な運用に資するため</u>、以下に掲げる特定資産に投資することがある。

~ (省略)

特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法 第2条第1項第3号の2で定めるものをい う。但し、主としてa項 号又は 号を裏付 けとするものに限る。)

金銭債権(投信法施行令第3条第1号、第12 号及び第14号に該当するものを除く)

(新設)

(新設)

(新設)

(省略)

また、本投資法人は、運用資産の価格変動リスク及び金利変動リスクを回避するために、わが国における金利に係る先物取引、金利に係るオプション取引、金利に係るスワップ取引及び金利先渡取引を行うことができる。本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随する場合に限り、不動産の管理

(新設)

会社等の株式を取得することができる。

c . 特定資産以外の資産

本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、わが国の法人が発行する譲渡性預金証書に投資することがある。また、本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随して、民法第667条に規定される組合の出資持分(不動産、不動産の賃借権及び地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。以下「任意組合出資持分」という。)又は商標権に投資することがある。

d . 有価証券に対する投資

本投資法人は、主として有価証券に対する投資 として運用することを目的としない。

(2) 投資態度

#### 変 更 案

- .資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等
- (1) 投資対象
  - a . 主たる投資対象とする特定資産

(現行どおり)

(現行どおり)

金銭の信託の受益権(信託財産を主として 号<u>又は 号</u>に対する投資として運用するも のに限る。)(<u>但し、有価証券に該当するも</u> のを除く。)

b . その他の特定資産

を除く。)

本投資法人は、<u>資金の効率的な運用その他必</u> 要がある場合は、以下に掲げる特定資産に投 資することがある。

~ (現行どおり)

特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいう。但し、主としてa... 号又はa... 号を裏付けとするものに限る。) 金銭債権(投信法上の特定資産に該当するものに限る。但し、前各号に該当するもの

有価証券(a.及び前各号に該当するもの を除く。)

金融先物取引に係る権利(投信法上の特定 資産に該当するものに限る。)

金融デリバティブ取引に係る権利(投信法 上の特定資産に該当するものに限る。)

(現行どおり)

- <u>有価証券又は金銭債権を信託する信託の受</u> 益権
- c . 特定資産以外の資産

本投資法人は、<u>資金の効率的な運用その他必要がある場合は、以下に掲げる資産に投資するこ</u>とがある。

わが国の法人が発行する譲渡性預金証書 民法第667条に規定される組合の出資持分( 不動産、不動産の賃借権又は地上権を組合財 産とし、その賃貸・運営・管理等を目的とす るものに限る。以下「任意組合出資持分」と いう。\_)

商標権

著作権

民法に規定する動産(以下「動産」という。)

d . 有価証券に対する投資

本投資法人は、主として有価証券(a.に該当 するものを除く。)に対する投資として運用す ることを目的としない。

(2) 投資態度

(省略)

- . 組入資産の貸付けの目的及び範囲
- (1) 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属するすべての不動産(本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)を賃貸(駐車場、看板等の設置等を含む。)する
- (2) 前号の不動産の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭(以下「敷金等」という。)を受け入れ又は差し入れることがあり、受け入れた敷金等は、本運用方針の定めに基づき運用する。
- (3) 運用資産に属する不動産(本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。)以外の資産の貸付けは行わない。

#### 資産評価の方法及び基準

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)規約(以下「本規約」という。)第13条第1項に基づき別に定める資産評価の方法及び基準(以下「本評価基準」という。)は、次のとおりとする。

- . 資産評価の原則
- (1) 本評価基準は、本投資法人が本規約第<u>13</u>条第 2 項に定める純資産総額及び本規約第<u>15</u>条に定 める分配金等を算定する際の資産評価の方法 及び基準を定めることを目的とする。
- (2)~(4) (省略)

. 基準日

本投資法人は、本規約第<u>14</u>条に定める決算日を評価基準日とする。

. その他

- (1) (省略)
- (2) 不動産、土地の賃借権又は地上権(信託の受益権、有価証券及び匿名組合出資持分の主たる裏付けとなるものを含む。)について、資産運用報告書等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額等をもって開示評価額とする。

### 変 更 案

(現行どおり)

- . 組入資産の貸付けの目的及び範囲
- (1) 本投資法人は、中長期的な安定収益の確保を目的として、原則として運用資産に属するすべての不動産(本投資法人が取得する信託の受益権その他の資産の裏付けとなる不動産を含む。) 若しくは当該不動産に付随する動産(以下「不動産等」という。) を賃貸(駐車場、看板等の設置等を含む。)する。
- (2) 前号の不動産等の賃貸に際しては、敷金又は保証金等これらに類する金銭(以下「敷金等」という。)を受け入れ又は差し入れることがあり、受け入れた敷金等は、本運用方針の定めに基づき運用する。
- (3) 運用資産に属する不動産<u>等</u>以外の資産の貸付 けは行わない。

#### 資産評価の方法及び基準

日本ビルファンド投資法人(以下「本投資法人」という。)規約(以下「本規約」という。)第12条第 1項に基づき別に定める資産評価の方法及び基準 (以下「本評価基準」という。)は、次のとおりとする。

- . 資産評価の原則
- (1) 本評価基準は、本投資法人が本規約第<u>12</u>条第 2項に定める純資産総額及び本規約第<u>14</u>条に 定める分配金等を算定する際の資産評価の方 法及び基準を定めることを目的とする。
- (2)~(4) (現行どおり)

. 基準日

本投資法人は、本規約第<u>13</u>条に定める決算日を評価基準日とする。

. その他

- (1) (現行どおり)
- (2) 不動産、土地の賃借権又は地上権(信託の受益権、有価証券及び匿名組合出資持分の主たる裏付けとなるものを含む。)について、資産運用報告等により評価額を開示する目的で評価する場合には、原則として不動産鑑定士による鑑定評価額等をもって開示評価額とする。

## 第2号議案 執行役員2名及び監督役員4名選任の件

執行役員全員(2名)及び監督役員全員(4名)は、平成19年3月16日をもって任期満了となりますので、執行役員2名及び監督役員4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案において、執行役員及び監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成19年3月17日より2年とします。

また、投資信託及び投資法人に関する法律並びに本投資法人規約の定めにより、監督役員の 員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

## 執行役員候補者は次のとおりであります。

	WII KAN INCIONA CONTRA PROPERTIES		
候補者	氏 名		略歴
番号	(生年月日)	₩ <b>P</b> // <b>L</b> E	*□ / <u>□</u> E
		昭和40年4月	三井不動産株式会社入社
	あ べ さだふみ	平成4年4月	同社グループ経営企画本部関連事業部長
1	阿部 楚愛	平成7年4月	株式会社ユニリビング代表取締役社長
1	(昭和17年8月7日生)	平成10年6月	三井不動産株式会社常勤監査役
	(1414 11 173 14 14 17	平成16年6月	同社顧問
		平成17年3月	本投資法人執行役員就任(現職) 現在に至る
		昭和49年4月	三井不動産株式会社入社
		平成12年4月	同社ビルディング本部ビルファンド事業室長
	西山 第一	平成12年9月	エム・エフ資産運用株式会社(現日本ビルファンドマネジメン
2			ト株式会社)代表取締役社長就任(現職)
	(昭和26年7月2日生)	平成12年12月	同社出向
		平成13年8月	本投資法人執行役員就任(現職)
		平成15年6月	社団法人投資信託協会理事就任 現在に至る

## 監督役員候補者は次のとおりであります。

	监督仅具候補省は人のとのりてめりより。		
候補者	氏 名(生年月日)		略
番号 3	(生年月日) 西涼 館 (昭和16年8月22日生)	昭和49年11月 昭和52年3月 昭和53年4月 昭和63年9月 平成3年4月 平成11年4月 平成13年8月	財団法人日本不動産研究所入所 不動産鑑定土登録 国土庁(現国土交通省)地価公示鑑定評価員(現職) 株式会社日本橋合同鑑定設立 同社代表取締役・専任不動産鑑定士就任(現職) 東京都地価調査鑑定評価員(現職) 東京地方裁判所競売不動産評価人(現職) 本投資法人監督役員就任(現職)
4	深澤 白山勇 (昭和17年4月13日生)	平成15年1月 昭和41年4月 平成6年7月 平成7年7月 平成14年7月 平成14年12月 平成17年3月 平成18年7月	東京地方裁判所鑑定委員(現職) 現在に至る 建設省(現国土交通省)入省 国土庁(現国土交通省)土地局次長 同土地局長 住宅金融公庫理事 財団法人住宅改良開発公社顧問 同副理事長 本投資法人監督役員就任(現職) 財団法人土地情報センター理事長就任(現職) 現在に至る
5		昭和62年4月 平成2年4月 平成15年1月 平成15年7月	第二東京弁護士会に弁護士登録 虎の門法律事務所勤務 虎の門法律事務所パートナーに就任(現職) 最高裁判所司法研修所教官 最高裁判所司法修習生考試委員会考査委員 現在に至る

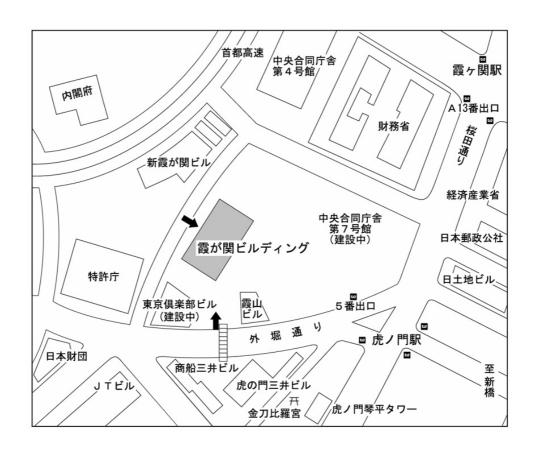
		DTITUES A D	ひょうし コロ くうり (ロナーギンの 木) しょくり
		昭和55年4月	監査法人朝日会計社(現あずさ監査法人)入社
		昭和58年3月	公認会計士登録
	昭和61年9月	株式会社ミロク情報サービス入社	
	かみやま さだお	昭和63年10月	公認会計士神山事務所開設
_	神山 貞雄		同事務所所長就任(現職)
6	(昭和 33 年 2 月 16 日生)		大有監査法人(現大有ゼネラル監査法人)入社
	,	平成2年1月	同監査法人社員就任
		平成3年9月	税理士登録
		平成9年8月	大有監査法人(現大有ゼネラル監査法人)代表社員就任(現職)
			現在に至る

- ・ 上記執行役員候補者及び監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有してお りません。
- ・ 執行役員候補者西山晃一は、本投資法人が資産運用委託契約及び機関の運営に関する一般事務委託契約を締結している日本ビルファンドマネジメント株式会社の代表取締役であり、投資信託及び投資法人に関する法律第13条に従い監督官庁から兼職承認を受けております。なお、他の候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・ 印は新任の候補者であります。

以 上

## 第5回投資主総会会場ご案内図

電が関ビルディング 1 階「プラザホール」 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号 電 話 03-3580-0576 (大代表)



地下鉄 銀座線 虎ノ門駅下車 徒歩約5分 千代田線 丸ノ内線 日比谷線

なお、当日は、駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での ご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。